公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十一号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下」を「昭和四十八年法律第百十一号。以下」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万七千円」を「三万七千二百円」に改め、同表二の項中「三万五千円」を「三万五千二百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万五千六百円」を「二万五千七百円」に改め、同表五の項中「二万三千六百円」を「二万三千七百円」に改める。

第二十四条中「六十七万二千円」を「六十八万三千円」に改める。

第三十四条第一号中「五十一円二銭」を「四十九円一銭」に改める。

別表第五の一の項中「千九百六十円二十四銭」を「千九百円二十六銭」に改め、同表の二の項中「千三百二十六円四銭」を「千二百八十五円四十七銭」に改め、同表の三の項中「千二百十円七十三銭」を「千百七十三円六十九銭」に改め、同表の四の項中「千百五十三円八銭」を「千百十七円八十銭」に改め、同表の五の項中「八百六十四円八十一銭」を「八百三十八円三十五銭」に改め、同表の六の項中「百二十八円十二銭」を「百二十四円二十銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年三月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和元年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「百分の六・〇二」を「百分の六・〇三」に改める。

第一条の六中「百分の六・九二」を「百分の七・六四」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

令和二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十三号

令和二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第五項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　令和二年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十六とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　令和二年度における法第三十四条第五項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　令和二年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十四・三五二とする。

（特別負担調整基準率）

第四条　令和二年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の五十・〇五五一とする。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三